

平成29年度

地方公共団体金融機構
財 務 諸 表

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

地方公共団体金融機構

目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 1 9
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 2 0
付属明細書	・ ・ ・ 2 1

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,768,240	債券	20,284,520
有価証券	170,000	借入金	159,500
現金預け金	747,767	金融商品等受入担保金	12,260
金融商品等差入担保金	56,277	その他負債	6,692
その他資産	9,783	賞与引当金	57
有形固定資産	2,549	役員賞与引当金	8
無形固定資産	1,211	退職給付引当金	47
		役員退職慰労引当金	24
		地方公共団体健全化基金	920,287
		基本地方公共団体健全化基金	920,287
		特別法上の準備金等	3,105,003
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	870,453
		利差補てん積立金	34,550
		負債の部合計	24,488,401
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	191,890
		一般勘定積立金	191,890
		評価・換算差額等	5,268
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	267,427
資産の部合計	24,755,829	負債及び純資産の部合計	24,755,829

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	347,476
資金運用収益	343,305
役務取引等収益	98
その他業務収益	46
その他経常収益	4,026
地方公共団体健全化基金受入額	4,011
その他の経常収益	14
経常費用	195,499
資金調達費用	187,970
役務取引等費用	300
その他業務費用	3,934
営業経費	3,295
経常利益	151,976
特別利益	626,467
公庫債権金利変動準備金取崩額	620,000
利差補てん積立金取崩額	6,467
特別損失	752,332
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	132,332
国庫納付金	400,000
当期純利益	26,111

利益の処分に関する書類【一般勘定】

(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		26,111
当期純利益	26,111	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	26,111	26,111

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		-
当期純利益	-	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	-	-

純 資 産 変 動 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	165,779	165,779	182,381	5,035	53,666	241,082
当期変動額							
当期純利益	-	26,111	26,111	26,111	-	-	26,111
出資者資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	233	-	233
当期変動額合計	-	26,111	26,111	26,111	233	-	26,345
当期末残高	16,602	191,890	191,890	208,492	5,268	53,666	267,427

キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	26,111
減価償却費	659
資金運用収益	△343,305
資金調達費用	187,970
賞与引当金の増加額	2
役員賞与引当金の増加額	0
退職給付引当金の増加額	2
役員退職慰労引当金の増加額	6
地方公共団体健全化基金の減少額	△4,011
金利変動準備金の増加額	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額	△87,667
利差補てん積立金の減少額	△6,467
貸付金の純増(△)減	△48,218
債券の純増減(△)	326,799
借入金の純増減(△)	△11,000
資金運用による収入	344,134
資金調達による支出	△187,420
その他	△130,597
営業活動によるキャッシュ・フロー	286,997
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	612,000
有価証券の取得による支出	△616,000
有形固定資産の取得による支出	△51
無形固定資産の取得による支出	△416
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,467
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△400,000
公営競技納付金による収入	4,011
財務活動によるキャッシュ・フロー	△395,988
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の減少額	△113,458
VI 現金及び現金同等物の期首残高	861,226
VII 現金及び現金同等物の期末残高	747,767

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	23年～47年	その他	2年～19年
----	---------	-----	--------
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。
4. 繰延資産の処理方法
債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
7. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

9. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、総額 6,000 億円以内を国に納付することに加え、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内を国に納付することとなりました。平成 29 年度においては同準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。平成 30 年度においては「平成 30 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 30 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

厚生年金基金の代行部分返上について

当機構が加入する公庫企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成 26 年 10 月 1 日に厚生労働大臣より過去分返上の認可を受け、平成 29 年 9 月 22 日に返還額（最低責任準備金）の現金納付が完了しました。これに伴う、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）第 46 項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。

注記事項等

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

735 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,284,520百万円の一般担保に供しております。

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定 26,111 百万円

管理勘定 - 百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

平成 29 年度においては「平成 29 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 29 年総務省・財務省令第 2 号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆転となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決

算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和 56 年法律第 59 号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」(平成 10 年法律第 132 号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するな

ど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内を国に納付することに加え、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元金金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 42,454 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 43,181 百万円増加するものと考えられます。なお、金融庁が定める自己資本比率等に関する監督指針の改正により、アウトライヤー比率（上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率）の見直しがなされたことから、当期よりアウトライヤー比率に替えてベーシス・ポイント・バリュー（金利が 10 ベーシス・ポイント変化したときの価値の変動）を記載することとしております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は15,157百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は15,352百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,768,240	25,641,198	1,872,958
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	170,000	170,000	-
(3) 現金預け金	747,767	747,767	-
(4) 金融商品等差入担保金	56,277	56,277	-
資産計	24,742,285	26,615,243	1,872,958
(1) 債券	20,284,520	21,100,871	816,350
(2) 借入金	159,500	161,601	2,101
(3) 金融商品等受入担保金	12,260	12,260	-
負債計	20,456,280	21,274,733	818,452
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成30年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	170,000	170,000	-
	小計	170,000	170,000	-
合計		170,000	170,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,411,742	1,117,763	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	140,000	-	※2	
合計			1,586,742	1,152,763	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,728,937	1,758,517	1,760,017	1,719,241	1,642,751
有価証券 満期保有目的のもの	170,000	-	-	-	-
預け金	747,767	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,624,170	6,814,112	1,694,676	25,815
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,804,268	2,078,327	2,069,865	2,345,072	2,094,780
借入金	80,000	10,000	-	1,000	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,960,448	2,736,600	175,500	26,000
借入金	68,500	-	-	-

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成30年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	170,000	170,000	-	-	-

(注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	45 百万円
退職給付費用	12 百万円
退職給付の支払額	2 百万円
制度への拠出額	<u>8 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>47 百万円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	190 百万円
年金資産	<u>△181 百万円</u>
	8 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>39 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>47 百万円</u>
退職給付引当金	<u>47 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>47 百万円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	12 百万円
----------------	--------

（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	14,806,412	8,961,827		23,768,240
有価証券	170,000			170,000
現金預け金	747,767			747,767
金融商品等差入担保金	56,277			56,277
その他資産	4,029	5,753		9,783
有形固定資産	2,549			2,549
無形固定資産	1,211			1,211
一般勘定貸		658,396	△ 658,396	
資産の部合計	15,788,248	9,625,977	△ 658,396	24,755,829
負債の部				
債券	11,621,637	8,662,882		20,284,520
借入金	159,500			159,500
金融商品等受入担保金	12,260			12,260
その他負債	2,267	4,425		6,692
賞与引当金	57			57
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	47			47
役員退職慰労引当金	24			24
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	658,396		△ 658,396	
特別法上の準備金等	2,200,000	905,003		3,105,003
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		870,453		870,453
利差補てん積立金		34,550		34,550
負債の部合計	15,574,486	9,572,311	△ 658,396	24,488,401
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	191,890			191,890
一般勘定積立金	191,890			191,890
評価・換算差額等	5,268			5,268
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	213,761	53,666		267,427
負債及び純資産の部合計	15,788,248	9,625,977	△ 658,396	24,755,829

（注）1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	137,907	218,401	△ 8,832	347,476
資金運用収益	133,064	210,240		343,305
役務取引等収益	98			98
その他業務収益	46			46
その他経常収益	4,024	1		4,026
地方公共団体健全化基金受入額	4,011			4,011
その他の経常収益	12	1		14
管理勘定事務受託費	673		△ 673	
一般勘定貸受取利息		24	△ 24	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		8,134	△ 8,134	
経常費用	111,795	92,536	△ 8,832	195,499
資金調達費用	98,475	89,495		187,970
役務取引等費用	155	144		300
その他業務費用	1,885	2,048		3,934
営業経費	3,119	175		3,295
管理勘定借支払利息	24		△ 24	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	8,134		△ 8,134	
一般勘定事務委託費		673	△ 673	
経常利益	26,111	125,864	-	151,976
特別利益	220,000	626,467	△ 220,000	626,467
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		620,000		620,000
利差補てん積立金取崩額		6,467		6,467
特別損失	220,000	752,332	△ 220,000	752,332
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		132,332		132,332
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		400,000		400,000
当期純利益	26,111	-	-	26,111

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,182	2	-	1,185	442	33	742
土地	1,659	-	-	1,659	-	-	1,659
その他の有形固定資産	395	48	4	439	292	71	147
有形固定資産計	3,237	51	4	3,284	735	105	2,549
無形固定資産							
ソフトウェア	2,692	261	23	2,930	1,750	554	1,180
その他の無形固定資産	0	79	48	31	-	-	31
無形固定資産計	2,692	341	71	2,962	1,750	554	1,211

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第106回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成30年3月14日	4,186,197	4,792,105	0.005 ～1.500	10年
政府保証債（国内債） 8年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,100	420,086	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） 6年第1回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成23年9月27日 ～平成28年10月28日	1,330,732	1,130,594 (320,000)	0.001 ～0.400	6年
政府保証債（国内債） 4年第5回～第10回地方公共団体金融機構債券	平成25年6月24日 ～平成30年2月26日	150,126	200,336	0.001 ～0.249	4年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 2年第3回地方公共団体金融機構債券	平成28年2月19日	25,000	-	0.030	2年
非政府保証公募債 5年第9回～第22回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～平成29年10月20日	190,000	160,000 (45,000)	0.001 ～0.360	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	20,000	0.446	7年
非政府保証公募債 第1回～第106回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成30年3月19日	2,755,000	2,970,000	0.060 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第65回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成30年1月26日	1,195,000	1,295,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第5回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～平成29年10月20日	35,000	55,000	0.569 ～1.864	30年

非政府保証公募債 F1～6、8～20、22～29、31、33～37、39、41～52、54～153、155～164、166～169、171～210、212～243、245～401回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ～平成30年2月27日	2,029,401	2,206,530 (167,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F53、F211、F244回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成23年2月1日 ～平成26年7月25日	35,000	35,000	変動	9年 ～30年
非政府保証債(外債) 第15、31、33～35、40～62回地方公共団体金融機構債券	平成24年3月1日 ～平成30年1月30日	1,211,337	1,257,266 [9,825万米ドル] [516万豪ドル] [58万NZドル] [1,000万ユーロ] (273,832)	0.875 ～5.092	3年 ～10年
非政府保証債(外債) 第29、30、32、36、38、39回地方公共団体金融機構債券	平成24年5月22日 ～平成25年7月22日	74,465	40,376 [330万米ドル] [100万豪ドル] (20,146)	変動	5年 ～7年
縁故債 A号第1回～第98回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成30年3月26日	2,330,000	2,480,000	0.069 ～1.53	10年
縁故債 B号第1回～第29回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成30年3月26日	75,500	159,000	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C号第1回～第29回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成30年3月26日	134,000	248,500	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D号第1回～第24回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～平成30年3月26日	150,000	300,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	16,480,031	17,902,966 (826,478)	-	-
政府保証債(国内債) 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	562,010	562,285 (422,500)	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,991	139,996 (80,000)	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,964	84,967	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	906,967	907,249 (502,500)	-	-
政府保証債(国内債) 第874回～第886回公営企業債券	平成19年4月19日 ～平成20年6月19日	808,536	221,115 (221,120)	1.4 ～1.9	10年
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,793	184,815	1.6 ～2.2	15年
政府保証債(外債) 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	223,122	103,366 [150万英ポンド] (75,000)	1.9 ～5.75	10年 ～20年
非政府保証公募債 第27回～第30回公営企業債券	平成19年7月30日 ～平成20年6月16日	159,997	49,999 (50,000)	1.77 ～2.02	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,784	569,809	1.03 ～2.58	20年

非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,891	189,897	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	-	変動	15年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	30,470	28,300 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
縁故債 特別第1号第24回～第31回公営企業債券	平成19年5月28日 ～平成20年7月31日	382,000	127,000 (127,000)	1.59 ～2.03	10年
公営企業債券小計	-	2,568,595	1,474,304 (475,290)	-	-
合計	-	19,955,593	20,284,520 (1,804,268)	-	-

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,284,520百万円の一般担保に供しております。
2. 「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第15、31、33～35、40～62回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第29、30、32、36、38、39回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[]は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,804,268	2,078,327	2,069,865	2,345,072	2,094,780

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	25,000	80,000	0.456	平成30年9月26日～ 平成31年3月26日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	145,500	79,500	0.541	平成32年3月9日～ 平成40年3月27日
合計	170,500	159,500	-	-

- (注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	80,000	10,000	-	1,000	-

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	55	57	55	-	57
役員賞与引当金	8	8	8	-	8
退職給付引当金	45	12	2	8	47
役員退職慰労引当金	17	7	-	1	24

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	1,980,000	220,000	220,000	-		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	1,358,120	132,332		620,000	220,000	870,453
合 計	3,338,120	352,332	220,000	620,000	220,000	3,070,453

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」の620,000百万円のうち、400,000百万円は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金400,000百万円が国に帰属したことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	4,011	-	4,011	-	920,287
合 計	920,287	4,011	-	4,011	-	920,287

- (注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。